

## 千葉県窓口用封筒の製作及び寄附に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、窓口用封筒（区役所市民総合窓口課・市民センター・連絡所等の窓口を設置し、証明書等の交付を受けた者が利用する封筒をいう。以下、「市民封筒」という。）の製作及び寄附に関し必要なことを定め、その適切な管理運営を行うことにより市民サービスの維持・向上と経費の節減を図ることを目的とする。

### (設置場所)

第2条 市長は、寄附を受けた市民封筒を区役所、市民センター、連絡所及びその他の施設（以下「設置場所」という。）に設置するものとする。

### (封筒の配付)

第3条 設置場所への市民封筒の配布は、市長の指示に基づき、封筒を製作し寄附を行う者（以下、「設置業者」という。）が行うものとする。

### (広告の掲載)

第4条 設置業者は、市民封筒に市内に活動拠点を持つ法人（団体、組合等を含む）又は、個人を広告主とした広告を掲載することができるものとする。

### (掲載できない広告)

第5条 市長は、次の各号に掲げる広告主又は広告内容の掲載は認めないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもので次のいずれかに該当するもの
  - ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの
  - イ 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告、風俗営業及び風俗関連営業の広告
  - ウ 男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、封筒の使用者に迷惑をかけるおそれがあるもの
  - エ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、または誘発するおそれのあるもの
  - オ 広告の目的が詐欺的なものと認められるものまたは正当な取引とは認められないもの
  - カ 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたもの
  - キ 封筒の使用者に広告内容を誤認させるようなまぎらわしい表現のもの
  - ク 他人の名誉を傷つけるおそれのあるものまたは不快な印象を与えるもの
  - ケ 表現が誇大で事実と異なるもの
  - コ 広告内容が利用者に実害または不利益を与えるおそれのあるもの
- (2) 法令の規定に違反するもの
- (3) 本市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすもの
- (4) 本市の信用または品位を害するおそれがあるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
- (6) 宗教・政治・外交・経済に関連するもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 政治・経済・外交・社会問題等の主義・主張等を述べるもの
  - イ 特定の宗教のもの
- (7) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、または前身が非合法組織であった企業の広告

(8) 差別を助長するおそれのあるもの

(9) その他市長が市民封筒に掲載する広告として適当でないと認めたもの

(製作上の注意事項)

第6条 設置業者は、広告の募集にあたり、本市が募集を行なっているかのような誤解を広告主に与えてはならない。

第7条 設置業者は、広告内容、掲載内容、色、形状等の仕様（以下、「仕様」という。）及び数量について事前に協議し、承諾を得た後に作成するものとする。

(市の業務内容等の掲載)

第8条 設置業者は、市の業務内容、ロゴマーク、写真、お知らせ等を本市の指示により掲載するものとする。

(設置期間)

第9条 市民封筒の設置期間は1年間とする。ただし、協議の上、変更できるものとする。

(その他)

第10条 市民封筒の設置及び広告についての責任は、設置業者が負うものとし、苦情等があった場合は速やかに解決に当たるものとする。

第11条 設置業者は、封筒の仕様を変更しようとする場合は、変更の3ヶ月前までに変更事項を市長に通知し、その指示に従うものとする。

第12条 市長は、封筒の設置について適切でないと認めたときは、設置を取りやめるものとする。この場合において、設置業者は速やかに封筒を処分するものとする。

第13条 設置業者は、住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。